



クーリング・オフで解約できる契約もあります。  
被害が拡大する前に、本人の意思を尊重しつつ、  
次の相談窓口へ連絡することを勧めましょう!!

契約の不安やクーリング・オフ、悪質商法のトラブルで相談したい

電話で相談する

消費者ホットライン

局番なし **188** いやや

身近な消費生活相談窓口につながります。

メールで相談する

電話による相談が困難な場合

かながわ中央消費生活センター

ご相談はこちらから >>>

かながわ中央消費生活センター 検索

事件や事故に関することを相談したい

警察総合相談室

#9110

緊急の場合は110

法的なトラブルで相談したい

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし 0570-078374

経済的に余裕の無い方は無料の法律相談が受けられる場合があります。詳しくはお電話ください。

お住まいの地域の消費生活センターや、その他の連絡先など  
必要に応じて事前に確認し、記載しておきましょう

MEMO

---



---



---

※えんぴつなどで記載できます

困った時に  
役立ちます!



トラブル防止に役立つ情報は、かながわ消費者教育サポートサイト

つながる・かながわ

検索

障がい者の周りの皆さまへ

**障がいのある方の消費者被害**では、『だまされたことに気付にくい』『周囲に相談しない』『相談に支援が必要で被害を訴えにくい』といった傾向があります。  
ご自宅での生活の様子や、世間話の話題の中に、**消費者被害**を未然に防ぐヒントがあります。  
チェックポイントを参考にして、**変化に気づき、声をかけ、トラブル**が疑われる場合には、**裏面の関係機関につないでください!**



消費者被害防止のための見守りチェックポイント

- いつもより口数が少ない イライラや落ち着かない様子**  
被害に遭ったことが恥ずかしい、周りに迷惑を掛けたくないと思ったり、悩んだり、被害に遭ったことを隠そうとしている可能性も。
- スマートフォンや携帯電話を手放さない**  
クリックしたら請求画面が消えなくなった(ワンクリック請求)、SNSで知り合った異性と仲良くなり、不要な商品を買わされた(デート商法)など、スマートフォンを介した被害の可能性も。
- 今まで目にしたことのない時計やアクセサリーが目立つ**  
街頭で声をかけられ強引に商品を買わされてしまう  
キャッチセールスの被害に遭っていたり、ネットショッピングにはまり込んでいる可能性も。
- 外出が増えた 帰宅時間が遅くなることが多い**  
友人を紹介すると手数料をもらえるというマルチ商法に誘われていたり、デート商法に巻き込まれている可能性も。同じ障がいのある方同士の仲間意識を利用した勧誘もある。
- 家に見慣れない段ボールやたくさんの新しい商品がある**  
通信販売や訪問販売、電話による勧誘などで不要不急なものを購入してしまったのかも。お試し価格で購入したつもりが、実は定期購入だった可能性も。
- 不審な郵便物やカタログ、高額な請求書・領収書がある**  
不要、高額と思われる商品購入を勧める案内は被害の前兆かも。ローンで購入する契約を強要されている可能性も。